

安芸広域市町村圏事務組合議会定例会規則

(平成2年7月1日 規則第1号)

改正 平成4年3月31日 規則第1号

安芸広域市町村圏事務組合議会の定例会は、毎年3月、7月及び12月にこれを開くものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者はこれを変更することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年3月31日 規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。